天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となり、従業員の即時解雇や、解雇制限にかかる者を解雇しようとする場合には、「解雇予告・解雇制限除外認定申請書」（２部）を所轄労働基準監督署長に提出し、その事由について、認定を受ける必要があります。

**様式第2号（第7条関係）**

|  |  |
| --- | --- |
| **解 雇 制 限** | **除外認定申請書** |
| **解 雇 予 告** |
|  |  |
| 事業の種類 | 事業の名称 | 事業の所在地 |
|  |  |  |
| 天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった具体的事情 | 除外を受けようとする労働者の範囲 |
|  | 業務上の傷病により療養するもの | 男　　　人 | 女　　　人 | 計　　　　　人 |
| 産前産後の女性 | 　　　　　　　　　　人 |
| 法第20条第1項但書前段の事由に基づき即時解雇しようとする者 | 男　　　人 | 女　　　人 | 計　　　　　人 |

　　　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 使用者 | 職名 |
| 氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |

　　　　　　　　　労働基準監督署長　殿

記入例

**様式第2号（第7条関係）**

|  |  |
| --- | --- |
| **解 雇 制 限** | **除外認定申請書** |
| **解 雇 予 告** |
|  |  |
| 事業の種類 | 事業の名称 | 事業の所在地 |
| 家具装飾品製造業 | ヒューマンテラス家具株式会社 | 東京都港区南青山３丁目－○－○電話　03（××××）××××番 |
| 天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった具体的事情 | 除外を受けようとする労働者の範囲 |
| 〇年７月２０日の豪雨により河川が氾濫したため、工場建屋が流出した。仕掛品と在庫品についても流出および使用不可能となる甚大な被害を被り、再建不可能となった。 | 業務上の傷病により療養するもの | 男　０人 | 女　０人 | 計　１人 |
| 産前産後の女性 | 　　　　　１人 |
| 法第20条第1項但書前段の事由に基づき即時解雇しようとする者 | 男 １０人 | 女 １０人 | 計　２０人 |

　〇年７月２５日

|  |  |
| --- | --- |
| 使用者 | 職名　　代表取締役 |
| 氏名　　飛万　照寿 |

三田　労働基準監督署長　殿